

「俳句対局」の進め方

- ①まず先手(黒)が、その場で出された席題(俳句)から一漢字あるいは一単語を頂き、俳句を作る。
- ②後手(白)は、先手の作った俳句から同様にいただき、俳句を作る。
- ③それぞれ制限時間10分の間に、5句まで繰り返す。
- ④審査は、全ての俳句に10点満点で点を付け、その俳句点と残り時間による追加点の合計によって行う。点数の大きい方が、勝ちとなる。

「俳句対局」ルール

- ①使用する季語は当季に限らない。(傍題可)
- ②前の句から頂くのは、漢字、または、自立語(助動詞・助詞を除く単語)のみ。
- ③前の句の表記を変えるのは、不可。
- ④前の句の季語、および季語の一部を季語として頂くのは、不可。
- ⑤上記の作句ルールから外れた句を作ってしまった

勝敗の決め方

全ての俳句の「俳句点」の合計に、「時間点」を加えた合計点数の高い方が勝ちとなります。

■俳句点

それぞれの俳句ごとに各審査員が10点満点で点数を付け、その平均を、その俳句の「作品点」とします。

*俳句の評価基準

- 1点 俳句として文字が書かれている。
- 2点 俳句としての基本的な知識に欠けている。
- 3点 類想が懸念される。句意が読み取り難い。
- 4点 類想が懸念されたり、句意が読み取り難い。きらいはあるが、ひとまず句として成立している。
- 5点 作品としての強い魅力があるわけではないが、技術的には可もなく不可もなく成立し

た場合、逸脱の程度(左記)により0.5～3点の減点が科される。

- ⑥全ての作句を終えた時点で残り時間による減点を行う。「時間点」の項目参照)
- ⑦残り時間が0になった場合、それまでの得点に問わず負けとなる。
- ⑧歳時記・電子辞書の持ち込みは、可。
- ⑨事前のメモなどの持ち込みは、不可。

■減点項目一覧

- 減点0.5…前句の表記を変えて頂いてしまった。
減点0.5…前句の一部をルールに沿って頂いているが、加えて前句の季語の一部も季語として使ってしまった。
減点1…前句の季語の一部のみを頂き、季語として使ってしまった。
減点3…前句から漢字又は自立語を頂いていない。

*減点項目に該当する事例が、複数あった場合は、減点の大きい方を採用する。



ている。或いは、前句のイメージを借用しすぎている。

- 6点 5点の評価に加え、詩的要素が認められる。あるいは荒削りで難はあるが、発想に見るべき点がある。
- 7点 6点の評価に加え、発想あるいは技術いすれかの点で特に見るべきところがある。
- 8点 芸術的にも技術的にも、積極的評価が得られる。
- 9点 8点の評価に加えて、強い芸術的魅力がある。
- 10点 9点の評価に加えて、普遍性を持った秀句である。

■時間点

5句全ての俳句を7分未満に作り終えた場合、減点はなし。7分以上1分ごとに**マイナス0.5点**。ただし、制限時間10分に達すると、それまでの得点に関わらず負けとなる。

